

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容師の業務停止命令
概要	理容師法では、理容の営業を行う場所が制限されており、また、理容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は理容師の業務を期間を定めて停止を命ずることができます。また、理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認める場合は期間を定めて停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第10条第2項
処分基準	<p>1 理容師法第6条の2の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない理容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>2 理容師法第9条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない理容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>3 理容師が伝染性の病気にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第10条第2項 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	